

一般社団法人 播磨自然高原クラブ理事会議事録

1. 日 時 令和 6 年 8 月 2 4 日（土曜日） 午前 1 0 時から 1 1 時
2. 場 所 山の家 1 F
3. 出席役員 岡庭晋司代表理事、山上直也副代表理事、岩田尚子理事。岸波敬子理事、澤清司理事、丸山哲男理事、山脇丈一理事
欠席役員 壺坂哲男特命理事、岩崎勝人理事、神戸壽監事、高取弘之監事
事務局 滝川正樹

・理事会開催の宣言

定刻に、代表理事岡庭晋司は議長席につき、理事会の開会を宣言した。

・議長の選任

定款第 3 3 条の定めに基づき。代表理事岡庭晋司が議長となった。

・出席者及び議決にかかる定足数の確認

理事員数 1 0 名のうち 7 名の出席があり、定足数を満足することを確認した。

・招集通知のとおり。これまでの慣例により傍聴者の立ち入りを認め、透明性の確保に努めるとした。

4. 議 事

第 1 号議案 丸山哲男理事及び澤清司理事及び岸波敬子理事及び山脇丈一理事並びに仁木島清子理事の、故意的な理事会欠席の責任を問うこと（問責議案）（提案者 代表理事 岡庭晋司）

【提案内容】

丸山哲男理事及び澤清司理事及び岸波敬子理事及び山脇丈一理事並びに仁木島清子理事は、繰り返し理事会招集に応じず理事会を故意的に欠席した。法及び定款の定めに基づき、高原クラブの運營業務に支障を与えた事の責任を問う。

【提案理由、根拠】

法第 6 4 条及び第 9 0 条第 1 項の定めに基づき、その責任を問う。

丸山哲男理事及び澤清司理事及び岸波敬子理事及び山脇丈一理事は欠席届

を提出し欠席しており、仁木島清子理事は届けなく欠席している。

理事は、一般社団法人に対し、委任契約に基づいて善良なる管理者としての注意義務を負うものとされている。また、高原クラブの運營業務を審議する理事会はすべての理事で組織するとされており、繰り返し理事会の招集に応じないことは理事として責任放棄である。

その間の高原クラブの運營業務については、理事会審議を後回しとし代表理事の専決として執行しているが、極めて異常な事態である。その原因者である丸山哲男理事及び澤清司理事及び岸波敬子理事及び山脇丈一理事並びに仁木島清子理事の責任を問うものである。

【審議結果】 なし（上程審議中に、不規則発言があり混乱が収まらないので議長は審議継続が不可能と判断し閉会した。）

【発言】 記録なし

【経緯】 本議案上程審議中に、丸山理事から緊急動議の発議があった、が第1号議案を審議中のため議長は緊急動議の発議を認めなかった。

それを不服とし、丸山理事ほかが議長の許可の得ずして不規則発言を繰り返した。

議長は、丸山理事ほかが執拗に緊急動議の発議を繰り返すため、混乱回避のため発議内容の説明を許した。同時に丸山理事と丸山理事を支援する「播磨自然高原自治会」の幹部らは、議長の許しも得ずして、別紙－1「申し入れ書」を傍聴人席に配布した。

緊急動議の内容は「「理事会への傍聴人の立ち入りを認めること」についての異議申し入れ」であった。それを聞いた傍聴人から「透明性の確保を求める」「非公開して何を決めるのだ」と多くの苦情が噴出して混乱状態となった。

しばらくすると、警察官が理事会現場に来場した。誰かが警察官を呼んだようである。議長は、これ以上理事会審議を継続できないと判断し、理事会を閉会した。（閉会宣言した。）

以下。予定されていた議案

**第2号議案 丸山哲男理事及び澤清司理事及び岸波敬子理事及び山脇丈一理事
の、社員総会招集の妨害行為の責任を問うこと（問責議案）**

第3号議案 社員総会招集の請求のこと

第4号議案 理事候補者の選出のこと

**第5号議案 令和4年度(第20期)事業報告（運営状況、訴訟及び係争）及び
令和4年度(第20期)決算報告のこと**

報告事項

1. 執行状況報告のこと（報告者 代表理事 岡庭晋司）

議事録作成理事 代表理事 岡庭晋司

議事録(案)送付日 R06.8.28

議事録確定日 R06.9.4

議事録保存期限(10年)【法97条】 R16.8.28